

# 報告遅延に係る措置のフローチャート

対象制度：競争的資金

対象機関：平成26年度以降に配分した競争的資金の不正が発覚した機関

## 研究機関における手続

### 不正に係る告発等を受理

- 告発等の受付から30日以内に、調査の要否を配分機関に報告。
- 調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議

### 調査委員会の設置、調査 調査中における一時的執行停止

- 必要に応じて、被告発等、調査の対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。
- 不正の事実が一部でも認定された場合、速やかに認定し、中間報告書を配分機関に提出する。

### 認定

- 告発等の受付から210日以内に最終報告書を配分機関に提出。
- 期限までに調査が完了しない場合であっても、中間報告書を配分機関に提出。

### 継続調査・認定

(報告、協議)

## 配分機関における手續

### 報告の受理

- 調査方針、調査対象及び方法等について、必要に応じて指示を行う。

### 調査中における一時的 執行停止

- 不正の一部が認定された場合は、必要に応じて、不正を行った研究者が関わる競争的資金について、執行停止等を行う。

### 調査未完了

又は

### 調査完了

### 報告遅延ペナルティ

- 不正の告発等があった競争的資金の翌年度以降の1か年度の間接経費措置額を、一定割合削減。
- 被告発者が自らの責任を果たさないことにより最終報告書の提出が遅延した場合、当該被告発者に対する競争的資金の執行停止等を行う。

### 調査未完了

又は

### 調査完了

### 報告遅延ペナルティ

## <NEXT STEP>

### 機関に対するペナルティ

- 研究費の返還等
- 管理条件の付与、間接経費の削減等

### 個人に対するペナルティ

- 研究費の返還等
- 競争的資金への申請制限